

藤木則夫副市長に対する辞職勧告決議

佐渡市議会は、藤木副市長が市長の補佐役として、議会との調整や協議に手腕を発揮すべきものとして、その選任に同意したものである。

ところが、副市長就任以降、市長の意向を議会側に伝達するのみで、一向にその調整力が働くことはなく、結果、たび重なる執行部と議会の対立、混乱を招いた。このことは議会が求める職責とは大きく乖離し、副市長としての最大任務である調整役としては失格であり、失望の念を禁じ得ない。

昨年12月に発覚した市直営施設である養護老人ホーム待鶴荘の介護報酬不正請求は、12年間にわたる介護報酬の不正受給に関し、トップ自らが責任をとるため、市長・副市長の給与を減額する「佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例」及び一般会計補正予算（第9号）を議会に提案するとともに、関係職員の処分及び過去の職員等に対して自主返納を求めるものであった。

12月議会に提案されたこの条例案は、市長は月額報酬の10分の1を3か月間、副市長は月額報酬の10分の1を2か月間、令和2年1月から減額するものである。決裁責任者の1人でもある藤木副市長は処分内容を知りながら、条例が適用される前の12月27日に辞任する旨の願いを提出したが、副市長職から退くことは任期途中で無責任であり、さらに自分だけ処分を免れるという行為は断じて許されるべきことではない。

今回の関係職員の処分及び過去の職員等に対して自主返納を求めることにより、行政自ら襟を正し市民の信頼回復に努めようとしていることに対して、大きな水を差すものである。

市民及び市職員の模範となるべき佐渡市のトップの1人であり「佐渡市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序に関する規則」で養護老人ホームを事務分担している副市長がこのような事態を招いたことは政治的、道義的な責任を放棄したと断ぜざるを得ない。

よって、佐渡市議会は、藤木則夫副市長には速やかに職を辞することを勧告するものである。

以上、決議する。

令和元年12月23日

新潟県佐渡市議会